

岩倉市介護支援専門員研修受講料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく介護サービス(以下「介護サービス」という。)を提供する事業所における人材の定着及び介護サービスの質の向上を図るため、事業所に勤務する職員の研修受講料の全部又は一部を負担する事業者に対して交付する岩倉市介護支援専門員研修受講料補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護支援専門員 法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。
- (2) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。次号オにおいて「省令」という。)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。
- (3) 研修 次に掲げる研修のうち、愛知県内で実施されるものをいう。
 - ア 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修
 - イ 法第69条の7第2項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修
 - ウ 法第69条の8第2項本文に規定する更新研修
 - エ 法第69条の8第2項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより指定する研修
 - オ 省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修及び同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修
- (4) 介護サービス 法第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援及び同条第26項に規定する施設サービス並びに同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第

1 2 項に規定する地域密着型介護予防サービス及び同条第 1 6 項に規定する介護予防支援をいう。

(5) 介護サービス事業者 介護サービスを提供する事業所（第 4 条において「事業所」という。）を市内に有する法人をいう。

（補助対象事業者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、介護サービス事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する介護サービス事業者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 岩倉市の市税を滞納している者

(2) 国、他の地方公共団体等からこの要綱と同様の趣旨の補助金を受け、又は受けることを予定している者

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付を申請する日において、補助対象事業者が有する市内の事業所で介護支援専門員、主任介護支援専門員又は当該事業所の人員基準に含まれる職種として勤務する職員（以下「補助対象職員」という。）の研修に係る受講料（補助対象事業者が負担する部分に限る。以下「事業者負担受講料」という。）とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、事業者負担受講料に 8 分の 3 を乗じて得た額とし、その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該研修が終了する日までに岩倉市介護支援専門員研修受講料補助金交付申請書（様式第 1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受講する研修の名称、受講期間及び受講料を確認できる書類

(2) 事業者負担受講料の額を確認できる書類

(3) 就労証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定し、岩倉市介護支援専門員研修受講料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（次条第1項において「交付決定者」という。）は、補助対象職員が当該決定に係る研修を修了した日の属する年度の末日までに、岩倉市介護支援専門員研修受講料補助金実績報告書兼請求書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者負担受講料の支払を証する書類の写し
- (2) 研修の修了証書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、岩倉市介護支援専門員研修受講料補助金交付決定取消通知書（様式第4）により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなったとき。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和7年6月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年度における補助金の交付の申請の期限に関する特例)

2 研修が令和7年7月31日までに終了する場合には、第6条の規定にかかわらず、第6条中「当該研修が終了する日まで」とあるのは、「令和7年7月31日まで」とする。